

(家串事務局次長)

ご起立願います。  
一同礼。

(一同)

よろしく願います。

(家串事務局次長)

ご着席ください。

(教育長)

ただいまから平成29年第4回松山市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に牛山委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第3号「松山市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題といたします。

家串事務局次長から説明を求めます。

(家串事務局次長)

生涯学習政策課でございます。どうぞよろしく願います。

議案第3号「松山市教育委員会公印規則の一部改正について」ご説明いたします。

本日お配りいたしました資料の1ページから9ページをお願いいたします。

当該規則は教育委員会で管理する公印の保管および使用について規定し、公印の名称、使用区分、ひな形等を定めているもので、子規記念博物館の管理する公印について印影との整合を図るため、そのひな形の改正を行うものです。

4月から休校となる津和地小学校や既に休校中の睦月小学校など、4校の公印の保管場所について学校備品を管理する学習施設課にその保管場所を変更し、一括管理とし、

また、併せて各学校給食共同調理場についてもその使用頻度や関連業務の効率化を図るため、保管場所を保健体育課に変更し、一括管理とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろし

くお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりましたが、何かご意見ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

ご意見もないようですので、採決をいたします。

議案第3号「松山市教育委員会公印規則の一部改正について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第2 議案第4号「松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について」を議題といたします。

家串事務局次長から説明を求めます。

(家串事務局次長)

はい。生涯学習政策課でございます。

本日お配りいたしました資料の10ページから12ページをお願いいたします。

議案第4号「松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について」ご説明いたします。

当該規則は、教育長の権限に属する事務を明確な責任のもとに合理的かつ能率的に処理するため必要な事項を定めたものでございます。

今回の一部改正は、指定管理者の公募及び協定の締結等について、事務局長の専決事項として明記するとともに、これまで事務局長の専決事項としておりました各種大会等の主催、共催、または後援に関することについて所管事務を担当する課長の専決事項とするため所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろし

くお願いいたします。

(教育長)

はい。

以上で説明は終わりました。

これについて、ご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

ご意見もないようですので採決をいたします。

議案第4号「松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第3 議案第5号「公民館長・館長補佐の任命について」を議題といたします。

杉本事務局次長から説明を求めます。

(杉本事務局次長)

失礼いたします。地域学習振興課でございます。

お手元当日配布分以外のもう一方の資料1ページをお願いいたします。

議案第5号「公民館長・館長補佐の任命について」説明させていただきます。

社会教育法第28条第1項及び松山市公民館運営内規第4条第1号により、市内41公民館の館長及び館長補佐は教育委員会が任命しておりますが、平成29年3月31日をもって、任期が満了となりますので、新たに館長及び館長補佐を任命するものがございます。

今回、任命しようとする館長及び館長補佐につきましては、館長は、谷川義文さん外40名、うち新任が9名。館長補佐は、山下武則さん 外41名うち新任が15名となっており、任期は平成

29年4月1日から平成31年3月31日までとなっております。

資料の2ページと3ページが、今回、任命しようとする館長、及び館長補佐の名簿で、公民館ごとに上段が館長、下段が館長補佐でございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関しまして、何かご意見等はございませんでしょうか。

(牛山委員)

質問ひとつよろしいでしょうか。

(教育長)

はい。どうぞ。

(牛山委員)

これは任期の、例えば現職年数をみると長い方になると18年とか続けていらっしゃるのですが、定年制度といったような何か年齢の制限はあるのでしょうか。

(杉本事務局次長)

はい。

今現在は、定年の年齢制限等はございません。

やはり館長さんは要職でございまして、かなり健康についても留意しなくてはいけないということで、今後館長さんの定年であったりあるいは任期であったり、そういったことにつきましては検討を重ねていく予定でございます。

(牛山委員)

健康寿命はのびていくと思いますので、単に年齢が高いからどうのっていうのではなくて。

(前田事務局長)

先ほど担当次長の方から説明がありましたが、確かに健康面で憂慮する方が何人かいらっしゃいますし、どうしても一人の方が長くされると後任の育成という部分が地域の中でおざなりになることもございます。今回の改選にあたっては制限は設けませんが、そういう考え方を視野に入れなが

ら改選についてお願いしますという説明をさせていただいております。

次回の改選時には期数や年齢などに一定の制限を設けるとともに後任の育成を地域で考えてください、ということをご説明をすることを考えておりますのでご理解をいただけたらと思います。

(教育長)

よろしいでしょうか。

(牛山委員)

はい。ありがとうございます。

(教育長)

では、他に意見もないようですので、採決をいたします。

議案第5号「公民館長・館長補佐の任命について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第4 議案第6号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」を議題といたします。

大本学校教育課長から説明を求めます。

(大本課長)

学校教育課です。よろしくお願いいたします。

当日の配布の資料13ページをよろしくお願いいたします。

「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」ご説明いたします。

本案は、松山市奨学生選考委員会委員の任期満了による改選でございます。

別紙のとおり、次の14ページの方にありますように新委員の任命について、提出するものです。

新委員は、団体からの推薦により選出されたも

ので、各団体の人事異動等により、5名のうち3名が新任となります。

なお、残りの4名につきましてはそれぞれ推薦依頼をしておりますが、2名は愛媛県の教職員人事異動が公開された後、任命する予定です。

また、残りの2名は、各団体からの推薦があり次第任命する予定です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関して何かご質問等ご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし。

(教育長)

よろしいでしょうか。

意見もないようですので、採決をいたします。

議案第6号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第5 議案第7号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

大本学校教育課長から説明を求めます。

(大本課長)

学校教育課です。

よろしくお願いいたします。

事前の配布資料の6ページをお願いいたします。

「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正に

ついて」ご説明いたします。

本案は、新年度の特別支援学級の新設及び廃止に伴いまして、通学区の適正化を図るため、提出するものです。

なお、本市の平成29年度特別支援学級新設要望は、入級予定者の辞退により取り下げた分を除き、要望どおりの新設が内定しておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関して何かご意見等ございませんでしょうか。

(豊田委員)

はい。

(教育長)

はい、どうぞ。

(豊田委員)

質問になるのですが、設置校はたぶん増えると思うんですね。該当する児童生徒数は増加傾向にあるのでしょうか。学校に本来行けるようになることは良いことなただけれど、児童生徒数が増えると、また別の問題が生じてくるのかなという気もするのですが。

(大本課長)

詳細な数字は持ち合わせておりませんが、今年度の人事異動に関する状況を見ますと、やはり委員さんがおっしゃられたとおり該当の児童生徒は増えている現状です。

それに伴いまして、特別支援学級等も増えているような状況であることも認識しております。

(豊田委員)

関連して、特別支援学級ではないんですけども、通級指導教室というのがありますよね。

必要性があって、できれば通級指導学級で指導を受けた方がいいという子が増えているのではないかと思います。

発達障害またはその疑わしい特性の強い子があ

って、できればソーシャルスクールでトレーニングを受けた方がいいと判断されている子はかなり増えているのに、うまくここに入らない、特に中学校は限られた学校なので、とても通級させてあげることができない状況にあるんだと思うんですが、通級指導教室を増設する見込みはあるんですか。

(大本課長)

通級指導教室につきましても、今年度県の方に加配も含めて要望して参りました。

その中で平成29年度につきましては、小学校3校でそれぞれ1教室ずつ合計3教室が増えた状況であります。

それに伴いまして、昨年度まで希望をしてもなかなか、通級の指導を受けることができなかった子どもさん方もおいでたわけですが、事前の各全市的な通級の割当等を調整いたしまして、現段階では基本的にほぼ小学生については指導が受けられるのかなという見込みになってきております。

しかしこれはいろいろな状況でまた次年度、あるいは年度途中でそういった必要性が生じる場合もあると思いますので、今後またさらに次年度の動きにつきましては、子どもたちの実態、あるいは要望等を見極めながら考えていきたいと思います。

なお、中学校の方ですけれども、中学校の現在は市内で3校に通級指導教室がある状況です。

小学校で指導を受けて、もう指導の必要性がなくなった児童生徒もたくさんおりますので、中学校での通級を希望している中学生は小学校に比べますと希望者数が少ない現状ではありますが、ただこの中にもこの地域にできれば通いたいというふうな声があるのは事実でありまして、設置までには至っていないところがありますので、これにつきましては他校に要望があればいただいく形になっておるんですけれども、希望が多い地域に今後も教室が設置できるようにまた次年度も引き続き要望していきたいと思っております。

以上です。

(豊田委員)

ぜひお願いします。

やっぱり必要がある子っていうのは、小学校の段階で改善されたとはいえ、引き続いて、そうい

うことが大事だということが多いと思うんですね。

通級というのは保護者が、送り迎えするというのが難しい場合が多いと思うので、できればもう少し増やしていただけたらありがたいなと思います。

よろしくをお願いします。

(教育長)

よろしいでしょうか。

そのほか。

(一同)

なし。

(教育長)

それでは他に意見もないようですので、採決をいたします。

議案第7号 松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正についてを原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第6 議案第8号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」を議題といたします。

大本学校教育課長から説明を求めます。

(大本課長)

学校教育課です。

事前の方の資料20ページをお願いいたします。

松山市招致外国青年任用規則の一部改正についてご説明いたします。

本市教育委員会では、児童生徒、及び英語教員等に生きた英語を提供するため、語学指導等を行う外国青年招致事業JETプログラムを活用し、外国語指導助手、いわゆるALTを任用しています。

松山市招致外国青年任用規則は、外国語指導助手ALTを任用するにあたり、勤務条件について、必要な事項を定めたものです。

外国語指導助手の採用日程には、21ページの別表のとおり、現在の規則で対応している7・8月のA日程、7・8月のB日程これ以外に、中途退職に伴う補充等に対応する4月、7・8月二次、そして4月二次があります。

これら全ての採用日程に対応するため所要の規則改正を行うものです。

改正内容3点についてご説明いたします。

まず1点目ですが、任用期間及び通算の任用期間の上限についてです。現在ALTは、任用期間を1年間としていますが、1年間を超えない範囲に変更いたします。また通算の任用期間の上限について5年間と明記していますが、任用更新回数の上限を基本4回と変更いたします。

2点目ですが、報酬及びその計算についてです。現在、ALTは、入国日の翌日から起算した年数で1年毎を報酬額の変更時期としています。

しかし、先ほどのように来日日程によっては、再任用時期や期間が変わるため、報酬額の変更時期も変わってきます。そのため、報酬額の変更時期を再任用期間に合わせて変更するものです。

21ページの別表の真ん中の欄や右端の欄のALTの報酬額の変更時期の一部を変更いたします。

最後に3点目ですが、来日時期及び任用期間に応じた年次有給休暇についてです。

現在、ALTは、年間20日間の年次有給休暇を取得できますが、任用期間が1年未満の場合は、20日に、当該任用期間の月数を12ヶ月で割った数を乗じて得た日数の年次有給休暇を取得できるようにしています。

また、次期任用期間への繰り越し日数は12日を限度としておりますが、任用期間が1年未満の場合で、かつ教育委員会が定める者にあつては、次の任用期間への繰り越し日数の限度を17日と変更するものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

はい、ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

この件に関して何かご意見等ございましたらお

願いいたします。

(豊田委員)

はい。

(教育長)

はい、どうぞ。

(豊田委員)

21ページの別表をみると、これはJETプログラムというか国の方の基準が変わった、それに伴ってということですかね。

(大本課長)

そちらの派遣元の方の規定も、このようになっているのですが、今までは7月・8月のA日程、B日程のところでの来日を基本としておりました。

いろいろな事情でそれ以外の時期での来日ということが生じてまいりましたので、その派遣元の規定を参考に変更をしたということでございます。

以上です。

(豊田委員)

細かいことなのですが、年次有給休暇を教育委員会が定める者については、というのは教育委員会が定める者とはどういう場合を想定しているのか。

(大本課長)

先ほどの来日時期におきまして、4月に来日する中国・韓国・ブラジル及びペルー以外の来日者、それから4月の二次来日以降、来日する中国・韓国・ブラジル及びペルー以外の来日者、このところだけ17日と、教育委員会が指定することにしています。

(豊田委員)

はい、わかりました。

(教育長)

よろしいですか。

他に何かございませんか。

それでは採決をいたします。

議案第8号松山市招致外国青年任用規則の一部

改正についてを原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第7 議案第9号松山市立学校事務の共同実施に関する要綱の一部改正についてを議題といたします。

松谷教職員担当室長から説明を求めます。

(松谷室長)

教職員担当室の松谷です。よろしく願います。

議案第9号松山市立学校事務の共同実施に関する要綱の一部改正についてご説明いたします。

事前配布資料の27ページです。

平成28年12月に愛媛県教育委員会中予教育事務所から今後の共同実施をより効果的かつ効率的に行い、学校事務の平準化に努めるとともに、教職員の負担軽減と、更なる学校運営体制の充実を図ることを目的に「学校事務の共同実施の在り方に関する指針」が示されました。

この指針を受けて、必要な体制整備のために要綱の一部改正を行うものであります。

主な改正点は、松山市内に8つの共同実施地域を定めるとともに、各地域に地域長を配置いたしました。

また、地域長の専決事項や学校との連携項目等を定めたものです。

これらにより、学校事務の事務処理体制と事務機能の強化と構成校への情報提供を行うなど、学校との連携を図ることとしております。

以上で説明を終わります。

ご審議の程、よろしく願います。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関しまして何かご意見等はございませんでしょうか。

(豊田委員)

県の指針の変更に伴ってということなので、質問してもいいのかどうか分からないのですが、例えば現行の第7条、35ページの表に第7条では、共同事務室において処理しない事務というのが規定されていて、それから次の第8条第1項の第1号にやはり事前にしないものとして教職員の勤務成績とか、定期昇給に係る事務を除くというように、教職員の勤務評定とか昇給に係る事務については共同事務では行わないんだという規定になっているんですよね。現行は。

ところが新しい改定案ではそういう規定がなくなるということ、当然校長が本来すべきことを共同事務でもやっていいということですかね。

(松谷室長)

資料31ページの別表3・4の別表4に示していることが地域長に、専決権を与えるものです。

通勤手当や住居手当、出張旅費などの定型のかたちの事務処理。これを地域長に決裁権を与えることによって、校長先生の負担を減らすという形にしております。

続いて別表3が連携を図るという項目になっております。

各地域、学校と連携を図るという考え方になっておりまして、これらに対する事前の、具体的に言いますと現在の事務処理において校長先生が行う、給与事務等の処理手順などに違いがありまして効率が悪い、ということで校長の行う事務処理の手順を統一して適正かつ効率化を図るというふうな形に改正しております。

これは育児休暇であるとか、産前産後休暇また療養休暇等を取得された教職員の先生方は、ボーナス、賞与の時期に勤務日数が規定の日数に届かずに満額支給されないとか、そういう事前処理等の情報を地域長、共同実施地域の方から学校に情報を提供してその辺りの連携を図るということで改正させていただいております。

(豊田委員)

おっしゃっていることはよく分かるんですが、ただ現行の規定に校長が指示をしない限りは共同事務で勤務成績とか勤務評定とか昇給に関する事務に関してはしないという規定があるのにそういう規定がなくなったということは、それこそ校長

がしたらいけないと言わない限りは共同実施でもしていく可能性は十分ありますよね。

連携を図るといふところには当然そういったことも含まれるわけだから、例えば7校で構成されている場合に他の学校の教職員の勤務に関するとか成績に関することも事務職員は当然知るといふことになりますよね。

(松谷室長)

勤務成績までは知ることにはならないと思います。

専決権を持つわけではなくて連携を図るだけですので、規定の勤務日数であるとかそういうところを事務職員がフォローしていくという形になるかと考えております。

そしてこれは先ほど豊田委員がおっしゃられたとおり、県の方の指針にそのような形で示されておりまして、またこれはなぜ県が指針を示したかということは、国において平成28年の1月に次世代の学校地域創生プランが策定されまして学校の事務体制を強化するとともに校務改良を図るため、学校事務の共同実施を行うための組織を法律上明確化する、これを受けて愛媛県の方で作った指針であります。

そしてその指針の中に別表3・4で示されている事務はそのものになっております。

以上です。

(豊田委員)

10年も前になるのですが私が現職のとき、昇任校長になったときに学校事務の顧問校長を仰せつかって、ちょうど共同事務に関わったことがあるんです。

事務職員の指導というのはなかなか職務上のことを校長が指導しにくいことがあって、共同事務をするときに事務長さんとか事務係長さんがそこに該当する事務職員に指導することができる、というふうなことでやはり職務能力を高めるというふうなことなんかでは非常に良い取り組みだと思っていたんです。

ただし、分からないなりに顧問校長としては、こういうことが進んでいって事務職員が減っていくようなことは絶対ならないですよ。

そういうことを学校事務というのは行政職になりますので、なかなか校長も言いづらいたらうけ

れども、そういうふうに事務職員を減らさないことをしっかり考えていかないといけないのではないのでしょうか、と機会があるごとに伝えてきたんです。

共同実施がどんどん進むにつれて効率化が図られるという予想はあるんだろうけれども事務職員がだんだん減ってきているという現実がありますよね。

現実には松山市も来年度の事務職員が何人かまた減るらしいですけど、学校教育法に規定された事務職員は置くという、ただし特別な事情があるときには事務職員を置かないことができるという規定があるのですが、特別な事情があるというのが拡大解釈されていくと、本当に事務職員が減ってってしまうだろうと思っているんですよ。

実際に事務職員を置いてない学校というのは、小規模校だからというふうになっておるようですが、実際に学校の先生以外の方は分かりにくいかもしれないんですけども、事務職員がいない学校というのは大変なんです。

事務的なことで管理職がしないといけなくなるということ以外に、職員室に、誰もいないという状況が非常に増えるということなんです。

電話がかかってくるでも取ることができない、部外者が来ても対応できない、つまり職員室を無人にする時間帯が非常に増えるということになりますので、校長なり教頭なり養護教諭が常に事務職員に代わってというわけにもいかない。

小規模校はそういうこともあるので、できるだけ事務職員が減らないように配慮していただきたい、だけどこれは県が決めることだから、松山市がそういう要望を出し続けてほしいんですよ。

この規定についてということではないんですけど、特に地域長さんになるような方は県の行政のことについても非常に詳しい方だと思うので、学校現場のこともしっかり考えてそういう動きに関してよろしくをお願いします。

(教育長)

最初のあの件は、とりあえずご了解をいただいたのでよろしいですか。

(豊田委員)

本来校長がすべきことを安易に事務職員にさせることのないように指導していくべきだと思います

すのでよろしくをお願いします。

(教育長)

はい、大本課長。

(大本課長)

今、豊田委員さんおっしゃられたそれぞれの職責を全うするというのは大切なことだと思いますので、今後こういった共同実施の実態も見ていながら校長がすべきことは校長が職務としてするように、またいろいろな機会を通じて指導していきたいと思います。

(教育長)

はい、横江管理指導監。

(横江管理指導監)

失礼いたします。

学校教育課 横江でございます。

先日、松山市教職員の人事異動の内申を諮らせていただきましたけれども、事務職員の数につきましては松山市の数は減ってはおりません。

今回、地域で事務を行い、賄っていくということで、事務長のいる学校に複数、県が配置しました。

そういったことで、先ほど豊田委員さんからお話がありましたような小規模校の事務職員がなくなったという現実はありません。

また今後、事務の職務につきまして、地域での関わりを見極めながら今後の配置について考えていきます。

(教育長)

教職員の事務負担軽減とか、豊田委員が心配されておった成績等について個人情報なのでそれは学校教育課の方が大本課長が言われたように今後徹底した指導をお願いして、豊田委員が懸念されるようなことがないように十分指導をしていただきたいと思います。

よろしいですか。

(大本課長)

はい。

(教育長)

それでは採決をいたします。

議案第9号松山市立学校事務の共同実施に関する要綱の一部改正についてを原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第8 議案第10号松山市教職員の再就職状況の公表に関する取扱要領の制定についてを議題といたします。

横江管理指導監から説明を求めます。

(横江管理指導監)

学校教育課 横江でございます。

よろしく申し上げます。

議案第10号松山市教職員の再就職状況の公表に関する取扱要領の制定についてご説明をいたします。

当日配布資料の16ページをご覧ください。

本取扱い要領は、松山市教職員の退職管理に関する条例第1条に規定する教職員の再就職状況の公表にあたり、必要な事項を定めるものです。

公表の対象は、条例に基づき再就職先などを届け出る校長のうち、公表する前年度に退職した者であり、毎年8月末までに、氏名や再就職先の名称、地位などについて公表することといたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(教育長)

はい、ありがとうございました。

以上で説明は終わりましたが、この件に関しまして何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし。

(教育長)

よろしいでしょうか。

意見もないようですので、採決をいたします。

議案第10号「松山市教職員の再就職状況の公表に関する取扱要領の制定について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第9 議案第11号「松山市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

若江文化財課長から説明を求めます。

(若江課長)

文化財課です。

よろしくお願ひいたします。

議案第11号「松山市文化財保護審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

事前配布資料議案書の38ページをお願いいたします。

まず松山市文化財保護審議会ですが、現在の委員が平成29年3月31日をもって、任期満了となりますので、新たに委嘱するため本案を提出するものです。

この度の任期満了に伴い歴史学専門の長尾委員さんと民俗学専門の森委員さん2名の委員さんが退任され、次期委員は、長尾委員さんの代わりに、歴史部門として風早歴史文化研究会理事の岩田勉さん、また、森委員さんの代わりに文化人類学部門で愛媛大学法文学部教授の中原ゆかりさんが新任となっています。

なお、長井数秋委員さんほか9名の方は再任したいと考えています。

任期は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関しまして、何かご意見等はございま

せんでしょうか。

(一同)  
なし。

(教育長)

よろしいでしょうか。  
それでは採決をいたします。

議案第11号松山市文化財保護審議会委員の委嘱についてを原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第10議案第12号平成29年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。

三谷保健体育課長から説明を求めます。

(三谷課長)

失礼します。

保健体育課でございます。

事前の配布資料の41ページをお願いいたします。

議案第12号平成29年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてご説明をいたします。

内容についてですが、松山市立の幼稚園、小・中学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師が来たる3月末日をもって一斉に任期が満了となるため、学校保健安全法第23条の規定に基づき、新たに委嘱するものでございます。

期間については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間となっております。

氏名は、付属の名簿、次ページ以降にあります。人数を申し上げますと、学校医のうち内科に配置人数212人、実人数183人、眼科に配置人数88人、実人数32人、耳鼻科に配置人数88人、実人数30人、学校歯科医に配置人数125人、実人数116人、および学校薬剤師の配置

人数88人、実人数39人、以上合わせまして配置人数は601人、実人数は400人です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりましたが、この件に関して何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(一同)

なし。

(教育長)

それでは採決をいたします。

議案第12号「平成29年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第11議案第13号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」を議題といたします。

沖広教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(沖広所長)

教育支援センター事務所でございます。

よろしく申し上げます。

事前配布資料、議案書の48ページをお願いいたします。

議案第13号松山市青少年育成支援委員の委嘱についてでございます。

松山市青少年育成支援委員は、校区選出の一般の方や教職員、商店関係者、市職員で構成され、各地域で愛の一声運動の展開や環境浄化活動など巡回活動を通して非行防止活動を推進しておりますが、今回、3月末で任期満了となりますことから、それに伴う委嘱替えとなります。

そこで、各中学校 校区選出の一般の育成支援委員について、小中学校校長及び公民館長から推薦をいただきましたので、松山市教育支援センター条例第3条第4号及び同施行規則第4条の規定により、49ページのとおり、拓南地区矢野健二さんをはじめ242名、うち新任は45名の方々を松山市青少年育成支援委員として委嘱するものです。

任期は、2年で平成29年4月1日から平成31年3月31日までとなります。

なお、教職員等その他の支援委員の委嘱につきましては、人事異動等の確定後にまた提案させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関しまして、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし。

(教育長)

よろしいでしょうか。

それでは採決をいたします。

議案第13号松山市青少年育成支援委員の委嘱についてを原案どおり決定することについてご異議ございせんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第12 報告第5号公民館運営審議会委員の退任についてを議題といたします。

杉本事務局次長から説明を求めます。

(杉本事務局次長)

失礼いたします。

地域学習振興課でございます。

事前配布の資料の53ページをお願いいたします。

報告第5号公民館運営審議会委員の退任について説明をさせていただきます。

本件につきましては、次の方が退任されましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項に基づき報告するものでございます。

退任された委員は、退任者氏名等に記載しております、宮前公民館の河口雄三さんです。

河口さんは今月12日にご逝去され、退任となったものでございます。

なお後任は選考せず、欠員とする旨、公民館より連絡をいただいておりますのでご報告致します。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

報告第5号公民館運営審議会委員の退任についてご異議ございせんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第13 説明事項松山市中島中学校寄宿舎管理運営規則に係る経費に関する内規の一部改正についてを議題といたします。

大本学校教育課長から説明を求めます。

(大本課長)

学校教育課です。

よろしくお願ひいたします。

事前の配布資料55ページをお願いいたします。

松山市中島中学校寄宿舎管理運営規則に係る経費に関する内規の一部改正についてご説明いたします。

この内規は、松山市中島中学校寄宿舎管理運営規則第10条の規定に基づき、寄宿舎に係る経費について定めたものです。

改正する寮食費は、寮生以外の職員等が、寮食を食べた際に徴収する金額を定めたものです。

原材料単価と寮食費に大きな差が生じており、実費負担が原則であることなどを踏まえ、平成2

9年度予算に反映すべく寮食費の改定を行うものです。

改定額は朝食代を200円から300円に、昼食代を280円から420円に、夕食代を330円から500円に改正するものです。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりましたが、この件に関して、何かご意見等はございませんか。

(一同)

なし。

(教育長)

よろしいでしょうか。

次に、日程第14説明事項松山圏域(中予地域)の市町立図書館の連携についてを議題といたします。

重松中央図書館事務所長から説明を求めます。

(重松所長)

中央図書館事務所でございます。

よろしく願いいたします。

資料の一番最終ページ、57ページをお願いいたします。

松山圏域(中予地域)の市町立図書館の連携について、ご説明いたします。

さて、すでに皆さま、ご存じのことと思いますが、昨年、平成28年7月に松山圏域3市3町(松山市・伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町)による「まつやま圏域未来共創ビジョン」の連携協定を締結しております。

これは、この先、人口減少・少子高齢化社会を迎えつつある今日、中予圏域の近隣市町が連携中枢都市圏を形成し、「経済成長のけん引」並びに、「高次の都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」に取り組むことで、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、圏域の持続的発展とともに、広く地域の活性化に寄与しようとするものでございまして、このビジョンで取り組むこととされている連携事業は、全部で59項目がございます。

そのうちのひとつが、平成29年3月31日をもっ

て、個別協定として締結する運びとなっております、「まつやま圏域図書館の連携事業」ということです。

この連携事業の目的としております「圏域内の図書館利用対象者の拡大」と申しますのは、未来共創ビジョンの中で「中予圏域全体の生活関連機能サービスの向上」という分野に位置づけられておりまして、「文化・スポーツ施策等を通じた圏域の活性化」に向けての取り組みとして、広域的な文化財めぐりの実施、公立文化施設の戦略的な活用、プロスポーツ支援、地域における賑わいの創出という他の4つの事業とともに挙げられております。

また、この分野は、中予圏域のどこに居住していても、同じように快適で、健康的、文化的な生活関連サービスが受けられるようにすることとございまして、中予の魅力を上向きさせる分野と位置付けられております。

従来より連携的な公共サービスとして実績のある図書館が、率先して、利用対象者の拡大を行うことで、相互に交流が生まれ、連携して圏域内の図書館サービスの向上を目指すとともに、それぞれの地域や特性を生かしながら、圏域文化の活性化に役立てればと考えています。

なお、図書館の利用サービス内容は、各自自治体により異なることとなっておりますが、連携事業の開始を、準備が整います平成29年5月1日とするようにしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりましたが、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし。

(教育長)

次に、日程第15説明事項教育委員会事務局の人事異動についてを議題といたします。

家串事務局次長から説明を求めます。

(家串事務局次長)

はい、生涯学習政策課でございます。

本日、平成29年4月1日付人事異動内示がござい

ましたので、教育委員会事務局の人事異動についてご説明をいたします。

本日お配りいたしました資料の19ページをお開きください。

課長級以上の職員についてご説明させていただきます。

異動名簿一行目、二行目でございますが、前田昌一教育委員会事務局長が、理財部長へ転任となり、その後任に総合政策部副部長坂の上の雲まちづくり担当部長付課長の津田慎吾副部長が昇任し、教育委員会事務局長を務めます。

次に、五行目と十二行目でございますが、杉本威教育委員会事務局次長の地域学習振興課長事務取扱の任を解き、新たに保健福祉政策課の渡部将康主幹が昇任し、地域学習振興課長を務めます。

次に、教育委員会の事務を執行委任しております保健福祉部の関係職員の異動についてでございますが、三行目でございます、保健福祉部副部長兼松山市福祉事務所次長子育て支援課長事務取扱の白石浩人副部長が、理財部公共施設マネジメント統括官へ転任。

四行目でございますが、岡本佳美保育・幼稚園課長が保健福祉部子ども・子育て担当副部長兼松山市福祉事務所次長に昇任。

八行目でございますが、岡田春美子ども総合相談センター事務所子ども家庭支援担当課長が子ども総合相談センター事務所長へ転任。

九行目でございますが、高須篤律子ども総合相談センター事務所長が保育・幼稚園課長へ転任。

十三行目になりますが、村上裕子保育・幼稚園課専任課長が坂本幼稚園教頭へ転任となっております。

以上、課長級以上の異動を説明いたしました。が、教育委員会事務局全体の人事異動については、お手元の名簿でご確認いただきたいと思います。と存じます。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりましたが、この件に関して、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし。

(教育長)

それでは本日の予定は以上となります。

せっかくの機会ですので、これ以外何かございましたらご自由にお願いたします。

(一同)

なし。

(教育長)

それでは本日予定しております日程は終了いたしました。

これにて、平成29年第4回臨時会を閉会いたします。

長時間にわたってのご審議ありがとうございます。

ご苦労さまでございました。

(家串事務局次長)

ご起立願います。

一同礼。

(一同)

ありがとうございました。